

諮問庁：外務大臣

諮問日：令和5年6月1日（令和5年（行情）諮問第449号）

答申日：令和6年2月8日（令和5年度（行情）答申第681号）

事件名：特定期間に係る「ミャンマー国民和解に関し、関係国政府等と交渉するための日本政府代表」としての特定個人の国外での活動が分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求人の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和5年4月7日付け情報公開第00027号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の趣旨及び理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである（添付資料は省略する）。

（1）審査請求書

日本財団会長笹川陽平氏は、平成25年2月25日に「ミャンマー国民和解に関し、関係国政府等と交渉するための日本政府代表」に任命され、現在もその地位にある。日本財団が運営する笹川氏のブログには、別紙（省略）のとおり、笹川氏が、特定時期1、特定時期2、特定時期3、特定時期4にミャンマーやタイに滞在し、ミャンマー国軍や少数民族グループ、タイ国政府等の関係者とミャンマーに関する会談を行ったことが記載されている。したがって、同氏が「ミャンマー国民和解に関し、関係国政府等と交渉するための日本政府代表」の立場で2021年から2023年にミャンマーを複数回訪問したことが明らかである。

同氏が「ミャンマー国民和解に関し、関係国政府等と交渉するための日本政府代表」の立場でミャンマーとタイに渡航したからには、外務省において、同人の渡航や活動に係る情報が記載された文書が作成され、また保管されていることは間違いない。

（2）意見書

ア 処分庁は、理由説明書において、「本件対象文書を作成・取得していない」とのみ主張し、その具体的な理由・背景等について一切説明していない。

イ

(ア) 日本財団会長笹川陽平氏は、平成25年2月25日に「ミャンマー国民和解に関し、関係国政府等と交渉するための日本政府代表」に任命され、現在もその地位にある。

(イ) 日本財団が運営する笹川氏のブログには、笹川氏が、特定時期1、特定時期2、特定時期3、特定時期4にミャンマーやタイに滞在し、ミャンマー国軍や少数民族グループ、タイ国政府等の関係者とミャンマーに関する会談を行ったことが記載されている。したがって、同氏が「ミャンマー国民和解に関し、関係国政府等と交渉するための日本政府代表」の立場で2021年から2023年にミャンマーを複数回訪問したことが明らかである。

(ウ) 当方が情報公開の対象として請求をしている2021年2月1日から2023年3月7日までの期間における報道記事の一部を、追加で提出する（省略）。

a 2022年11月29日付けの特定通信社の報道によれば、笹川氏は、ミャンマー国民和解担当日本政府代表として、ミャンマー国軍と少数民族武装勢力の停戦について仲介にあたっており、特定時期5までミャンマーを訪問したとされている（資料省略）。

b 2022年12月1日付けの特定新聞の報道によれば、上記の停戦について、笹川氏が、「ミャンマー国民和解担当日本政府代表の立場で」交渉してきたとされている（資料省略）。

c 2023年2月7日付けの特定通信社の報道においても、笹川氏が、上記停戦を仲介したとされており、これについて、笹川氏は、「ミャンマー国民和解担当の日本政府代表」としてコメントを特定通信社に寄せている（資料省略）。

これらの記事によれば、笹川氏が、日本政府代表として、ミャンマー国内において活動してきたことは明らかである。

ウ 笹川氏は、外務省が任命した「ミャンマー国民和解担当の日本政府代表」の肩書きを用いてミャンマー国内で活動しているのであるから、外務省は、笹川氏のミャンマーでの活動について、外務省が活動に係る移動手段の確保や面談の設定などについてのロジを行い、関係者との会合・面談等に同席し、また笹川氏から活動内容について報告を受けるなどして、本件対象文書を所有していることは明らかである。仮にこれを所有していないのであれば、外務省は、自らが任命し

た日本政府代表たる笹川氏の活動を何ら把握していないことになるが、そのようなことは行政活動としてありえない。

エ したがって、外務省が、本件対象文書を保有していることは、笹川氏の地位および活動内容から明らかである。仮に、外務省がこれを保有していないとの主張を維持する場合には、外務省は、日本政府代表たる笹川氏の活動について、どのように指示を行い、報告を受けているのか、具体的に明らかにするべきである。かかる主張がなされ、当該主張に合理性があるのでなければ、外務省が本件文書を保有していることが推認されると言わざるを得ない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

処分庁は、令和5年3月8日付けで受理した審査請求人からの開示請求「2021年2月1日から本請求を行った2023年3月7日までの期間において、「ミャンマー国民和解に関し、関係国政府等と交渉するための日本政府代表」である笹川陽平日本財団会長が、日本政府代表として日本国外で活動した日時・期間、活動内容（訪問先／面会相手／同席者／訪問趣旨等）が分かる全ての資料。」に対し、情報公開法9条により不開示（不存在）とする決定を行った（令和5年4月7日付け情報公開00027号）。

これに対し、審査請求人は、令和5年4月19日付けで、不開示決定の取消しを求める旨の審査請求を行った。

2 本件対象文書について

本件対象文書については、該当する文書を確認できなかったため、不開示（不存在）とした。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、「外務省において、同人の渡航や活動に係る情報が記載された文書が作成され、また保管されていることは間違いない。」旨主張する。しかしながら、上記2のとおり、本件対象文書を作成・取得していないため、該当する文書を確認できなかった。

4 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分を維持することが妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|-------------------|
| ① 令和5年6月1日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年7月7日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ④ 令和6年1月11日 | 審議 |

⑤ 同年2月1日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。

審査請求人は、原処分取消しを求めており、諮問庁は、該当する文書を作成又は取得していないとして、本件対象文書の不存在を理由に不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求は、「ミャンマー国民和解に関し、関係国政府等と交渉するための日本政府代表」（以下「ミャンマー国民和解担当日本政府代表」という。）である笹川陽平日本財団会長によるミャンマー国民和解担当日本政府代表としての活動のうち、日本国外におけるものの時期及び内容に関する文書を求めているものと解した。

イ 当該者は、特定年月日1に任期の定めのない特別職国家公務員であるミャンマー国民和解担当日本政府代表に任命された。当該代表としての当該者の活動については、例えば、特定時期6における当該代表としての当該者のミャンマー訪問の概要を外務省から報道発表するなどしており、適切に把握している。

ウ 審査請求人が指摘する特定時期1ないし特定時期4及び審査請求書の添付資料にある当該者のブログの写しにある特定時期7における当該者の日本国外の活動について、外務省が関係者等と当該者との会談の日程調整、配車、同席等の協力を行った事実はない。また、2021年2月1日から2023年3月7日までの期間のうち、特定時期1ないし特定時期4及び特定時期7の期間を除く時期における当該者の日本国外の活動についても、外務省が協力を行った事実はない。このため、2021年2月1日から2023年3月7日までの期間における当該代表としての当該者の日本国外の活動に関する文書について、外務省では作成・取得していない。

エ なお、特定時期1における当該者のミャンマー訪問については、外務大臣が記者会見において、当該者が特定年月日2にミャンマー国軍司令官と会談した事実は承知しているが、当該会談はミャンマー国民和解担当日本政府代表としての立場で行われたものではない旨応答している。

オ 本件開示請求及び審査請求を受け、本省担当部署及び関係する在外公館において、執務室内の机、書庫、書棚及びパソコン上の共用フォ

ルダ等を探索したが、本件対象文書の存在は確認できなかった。

- (2) 当審査会において、審査請求書の添付資料中の当該者のブログの写しを確認したところ、特定時期1ないし特定時期4及び特定時期7における当該者の日本国外の活動に係る記載が認められる。また、当審査会において、外務省ウェブサイトを確認したところ、当該者のミャンマー国民和解担当日本政府代表への任命、特定時期6における当該代表としての当該者のミャンマー訪問の概要についての外務省の報道発表及び外務大臣の記者会見における特定時期1の当該者のミャンマー訪問についての応答は、上記(1)イ及びエの諮問庁の説明のとおりと認められる。

また、2021年2月1日から2023年3月7日までの期間における当該者の日本国外の活動について外務省が協力を行った事実はなく、当該期間における当該代表としての当該者の日本国外の活動に関する文書について、外務省では作成・取得していないとする上記(1)ウの諮問庁の説明は不自然・不合理であるとまではいえない。

上記(1)オの文書探索の範囲も不十分であるとはいえず、他に本件対象文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情は存在しないことから、これを保有していないとする諮問庁の説明を覆すに足りる事情は認められない。

したがって、外務省において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、外務省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 太田匡彦, 委員 佐藤郁美

別紙（本件対象文書）

2021年2月1日から本請求を行なった2023年3月7日までの期間において、「ミャンマー国民和解に関し、関係国政府等と交渉するための日本政府代表」である笹川陽平日本財団会長が、日本政府代表として日本国外で活動した日時・期間、活動内容（訪問先／面会相手／同席者／訪問趣旨等）が分かる全ての資料。